

# 穀類の國際取引とその貿易契約

品質條件を中心として

大 谷 敏 治

## 一 序——國際貿易に於ける穀類取引の地位

ある國の總輸出に於いて、完製品が食料品または原料品よりも優位の割合を占め、しかもその完製品收支が受取超過である國を、工業國と呼び、然からざる國を農業國と名づけ<sup>1)</sup>、この區域的觀點から、世界に於ける商品交通の態様を分析すると、次頁の如くである。

すなはち、一九二七—二九年に於いて、世界の商品貿易の過半を占めるものは、工業國と農業國との間の貿易であつて、世界貿易全體の六二・六%にあたり、歐洲大戰前一九一—一三年のそれに較べて、比率に於いて三・八%、價額に於いて八四%の増加である。いま一九二七—二九年の年平均の貿易情勢を基準とすると、この意味における工業國に屬するものは、イギリス・ドイツ・フランス・ベルギー・オーストリア・チェッコ

1) 油本豊吉・外國貿易政策第一卷 昭和十二年刊 p. 199.  
2) Der deutsche Aussenhandel unter der Einwirkung weltwirtschaftlicher Strukturwandlungen, bearb. u. hrsg. vom Institut für Weltwirtschaft und Seeverker an der Universität Kiel (Engnete-Ausschuss, I. Unter-ausschuss, 5. Arbeitsgruppe, 20. Bd., 2. Halbbd.), Berlin 1932 による。

	1911/13	1913	1925	1922/29	1929
	上欄は價額 (10億 M/MR) 下欄は比率%				
工業國相互間	47.0 29.3%	49.7 29.2%	66.7 25.0%	66.5 24.0%	67.7 23.9%
工業國と 農業國と	94.3 58.8%	99.9 58.8%	165.4 62.2%	173.4 62.6%	177.1 62.6%
農業國相互間	17.2 10.7%	18.2 10.7%	30.5 11.5%	33.7 12.2%	33.8 12.0%
計	160.3 100.0%	170.0 100.0%	265.7 100.0%	276.9 100.0%	282.7 100.0%

	北米合衆國		日本		歐洲工業國	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
農業地域貿易の参加割合 (%)	66	60	53	51	57	53

スロヴァキア・スイス及びイタリアの歐洲諸國並びに日本と北米合衆國とであるが、この世界の三大工業中心地、歐洲工業國、日本及び北米合衆國について、夫れぞれの國の輸出入のなかに農業國との貿易が占める比率を見ると、一九二九年に於いては、上表のように、その全貿易の五〇%乃至

六〇%にあつてゐる。

歐洲大戰を契機として、農業國の工業國化、舊工業國内の農業の保護復活などによつて、世界貿易は一つの構造變動の過程に入つたといはれ、<sup>3)</sup>「世界經濟の崩壊」さへ呼ばれたにもかゝらず、以上の事實は、國際貿易の核心をなすものが、現在に於いても依然として工業國と農業國との間の商品交通であることを示す。たゞ然かしその對農業國との貿易がその國の全貿易に占める割合に於

いては、米國が輸入六六%輸出六〇%を占めて歐洲工業國に優り、日本が輸入五三%輸出五一%を示して、歐洲工業國の輸入五七%輸出五三%といふ數字に迫つてゐる。このことは、歐洲大戰以後に顯著なる日・米兩國の世界貿易への躍進を語るものであつて、この意味に於いては世界貿易は、「歐洲中心離脱傾向」を示すといつ

3) Der deutsche Aussenhandel, a. a. O. による。

4) 拙稿「概觀日濠問題」小樽高等商業學校創立二十五周年記念論文集所載 p. 623.

5) 生島廣治郎・世界經濟論 昭和九年刊 p. 65.

てよ。

ところで農業國が工業國に供給する貿易商品は、食料品と原料品とに分たれるが、いま食料品の貿易についての見れば、食料品の中心たる穀類の世界輸出の大部分は、次表に示すように<sup>5)</sup>、中部及び歐洲の諸國へ輸入せられ、之れに世界の畜産輸出の大部分がイギリスに向けらるゝ事實を併せ考へるならば、現在といへども、少くも食料品の貿易については、西歐諸國が依然としてその中心をなしてゐることを否みえない。

中部及西部歐洲の穀類輸入と世界穀類輸出高 (單位百萬ドツベルチエントナー)

年 平 均	小 麥		裸 麥		大 麥		玉 蜀 黍	
	世界輸出	中部及西部歐洲の輸入	世界輸出	中部及西部歐洲の輸入	世界輸出	中部及西部歐洲の輸入	世界輸出	中部及西部歐洲の輸入
一九八一—一九五	一三三・一	一一三・四	一一〇・〇	一〇一・一	二三八	二五・六	三〇・三	三三・〇
一九〇一—一〇五	一四八・五	一二九・六	一五九	一三・六	三・八	三三・三	五四・六	五五・四
一九〇九—一三	一七六・九	一四八・二	一七二	一一・八	四八・四	五〇・八	五九・六	五八・二
一九二〇—二四	一九二・八	一五〇・三	一二七	一三・二	一四・四	一九・七	五九・〇	五七・九
一九二七—二九	二三七・一	一七一・三	九三	九・三	二九・八	三〇・八	八二・五	八五・八

英國の畜産輸入と世界の畜産輸出 (單位百萬ドツベルチエントナー)

6) 前掲書 p. 59.

1933	1929—33 平均
アツシエル	アツシエル
28,466,425	44,227,873
42,474,389	46,606,225
32,275,295	58,143,835
234,263,567	231,980,517
17,953,567	49,817,715
29,251,108	31,346,526
33,615,404	33,831,485
73,725,587	54,698,828
19,538,407	24,166,224
271,459	7,250,834
80,024	3,003,461
186,409,810	224,358,584
698,325,042	809,432,110

## 二 穀類取引の特殊性

世界貿易に於いて、以上にのべたような地位を占める食料品貿易、分けてもその中心たる穀類の貿易は、貿易經營の立場からみて、種々な特異性をもち、従つてその貿易契約の内容に於いても、おのづから他と異なる取り極

年	豚		肉		牛		肉		バター		チーズ	
	世界輸出	英國輸入	世界輸出	英國輸入	世界輸出	英國輸入	世界輸出	英國輸入	世界輸出	英國輸入	世界輸出	英國輸入
一八九四—一九八	六、五〇八	四、二八九	三、三〇九	二、四二七	一、五三八	一、五二〇	一、八八三	一、二七七				
一八九九—一九〇三	七、七二八	五、〇七四	四、六五三	三、三三〇	二、〇〇六	一、八八一	二、二六一	一、三二二				
一九〇四—一〇八	七、二〇〇	四、八三〇	五、四七四	四、一三三	二、五六三	二、二四八	二、二〇四	一、二五一				
一九〇九—一三	五、五四三	四、〇三二	六、六八一	五、八二八	二、八四八	二、二一七	二、三三二	一、二九九				
一九二〇—二四	八、八六三	五、五〇六	九、〇〇七	八、三四六	二、五五五	二、〇二〇	二、二〇〇	一、四一八				
一九二五—二九	七、七二六	六、五四一	九、六五四	八、六五二	四、一七〇	三、〇四八	二、八九六	一、五三〇				

例へばいま小麦のみを例にとれば、世界に於ける小麦の主要輸入國及びその年々の純輸入は前表の如くである。<sup>1)</sup>

輸 入 國	1909—13 平 均	1929	1930	1931	1932
	アツシエル	アツシエル	アツシエル	アツシエル	アツシエル
ド イ ツ	89,731,507	79,779,402	45,076,168	29,833,110	37,934,262
ベルギー	73,962,974	44,654,975	44,876,382	54,100,075	46,925,317
フランス	38,681,717	52,592,676	39,317,137	87,744,709	78,789,358
イギリス	219,365,265	232,781,569	224,768,113	249,672,560	218,416,777
イタリー	57,156,174	65,030,081	71,429,187	55,225,990	39,449,749
オランダ	76,340,387	30,187,874	33,835,929	34,050,398	29,407,321
ブラジル	20,774,307	35,397,705	39,271,111	32,247,550	28,625,653
中華民國	5,525,863	47,929,460	21,501,395	65,067,217	65,270,480
日本	3,173,840	27,530,853	18,756,906	26,846,094	28,158,858
エジプト	7,914,626	12,656,077	10,228,090	8,867,699	4,230,857
南阿聯邦	6,519,097	7,634,672	2,798,084	3,408,764	1,095,763
その他諸國	121,409,356	280,693,876	215,629,206	230,650,965	208,459,058
合 計	721,095,113	916,869,220	767,487,708	877,715,134	786,763,453

めをもつものである。本稿は、その貿易契約の條項について若干の分析を試みようとするのであるが、夫れに入るに先立つて、此の特殊な契約條項を生みだすところの母胎たる穀類取引の特異性に一瞥を與へることゝしよう。

先づ第一に、穀類貿易は、需要國と供給國とがおのおの年々動かぬ群をなして相對立してゐる。すなはち、その國內生産から國內消費を差引いて餘剰を世界市場に輸出しうる國と、食料自給自足主義に基く各種の施設方策にもかゝはらず、國內生産を以つてしては到底國內消費を充たすに足りず、年々相當の數量を輸入することを餘儀なくせらるゝ國との二つの群に截然と分たれる。

1) Official Year Book of the Commonwealth of Australia, No. 28—1935, Canberra, p.p. 713—714, より作成。

1909—13 平均	1929	1930	1931	1932	1933	1929—33 平均
157,109,000	—	93,500,338	93,294,187	16,934,885	28,781,201	46,502,122
89,919,000	250,485,790	240,076,983	219,380,719	250,412,350	216,329,250	235,337,018
100,864,000	137,914,928	127,484,281	109,348,836	74,044,725	18,480,189	93,454,592
95,041,000	249,705,054	86,434,936	137,917,662	91,014,145	149,221,042	142,859,168
50,886,000	—	4,376,075	—	1,500,921	—	1,175,399
49,417,000	99,150,188	75,115,330	156,306,844	151,065,123	142,424,357	124,812,368
119,351,000	71,425,641	79,082,266	102,583,269	97,612,626	47,926,935	79,726,148
662,587,000	808,684,901	706,070,209	818,831,517	682,584,775	603,162,974	723,866,814

1909—13 平均(%)	1929—33 平均(%)
12.44	5.46
10.26	5.76
5.36	7.18
30.42	28.66
7.93	6.15
10.59	3.87
2.88	4.18
0.77	6.76
0.52	2.99
1.10	0.90
0.90	0.37
16.83	27.72
100.00	100.00

之れに對して、國內の消費に充當して尙ほ餘剰があり、之れを年々世界に輸出しうる國及びその輸出量は上表の如くである。<sup>2)</sup>

以上の數字が、我々に教へるところは——小麦の輸入に於いて、イギリスは斷然第一位を占めフランス・イタリア・ベルギー・ドイツの諸國が之れに次ぎ、歐洲諸國のみで全輸入の半ば以上を占めること、輸出に於いては、カナダが全輸出の三分の一を以つて第一位にあり、之れに次ぐアルゼンチン・濠洲・北米合衆國の四ヶ國を以つて全輸出の八割強を占めてゐる——といふことである。いま輸入・輸出に於いて各國の占める割合を一九〇九—一三年の平均及び一九二九—三三年の平均として示すと次の如し。<sup>3)</sup>

2) Ibid., p.p. 710—711.

3) Ibid., p.p. 710—714 の諸表より作成。

輸 出 國
ソベツト聯邦
カ ナ ダ
北米合衆國
アルゼンチン
英領印度
濠洲
その他諸國
合 計

輸 入 國		
ド	イ	ツ
ベル	ギ	ース
フ	ン	ス
イ	リ	ー
イ	リ	ス
オ	ン	ダ
ア	ラ	ル
中	華	國
日	本	本
エ	ブ	邦
南	ア	諸
そ	の	國
合	計	

輸 出 國	1909—13 平均(%)	1929—33 平均(%)
ソヴェト聯邦	23.71	6.42
カ ナ ダ	13.57	32.52
北米合衆國	15.22	12.91
アルゼンチン	14.34	19.74
英領印度	7.68	0.16
濠洲	7.46	17.24
その他諸國	18.02	11.01
合 計	100.00	100.00

る第一の要件である。<sup>5)</sup>

第二に、穀類は食糧及び家畜の飼料として、一年を通じて日々に消費せられるものであるに對して、その源泉たる穀類の積出は、他の工業生産品のように、決して一つの供給地に於いて四季を通じて継続的になされるものではなく、季節を異にして、各地から、相繼いで積出されるといふ事實である。<sup>6)</sup> すなはち、再び例を小麦

穀類の國際取引とその貿易契約 (大谷)

三九

以上は小麦についての國際貿易の趨勢であるが、之れに大麦 Barley 裸麥 Rye 燕麥 Oat 並びに玉蜀黍 Maize を加へて謂ゆる穀類取引 grain trade 全體をみても、既に表を以つて示したように<sup>4)</sup>、大西洋を中心に、カナダ・アルゼンチン・濠洲・北米合衆國を四大供給國とし、英國及び中部並びに西部歐洲の諸國を主要輸入國とする商品の移動に變りはない。そしてこの事實こそは、英國殊にその首都倫敦をして穀類取引に於ける世界の中心たらしむ

4) 本稿 p. 35. 所載の表往見。

5) C. Manghan, Market of London, London, 1931, p. 29.

6) F. E. Clark & L. D. H. Weld, Marketing Agricultural Products in the United States, New York, 1933, p.p. 2—3.

にとれば、世界の小麦の收穫従つて積出しは、決して同一の時期にはなされない、先づ十二月・一月の交に濠洲・アルゼンチンに始まり、四月英領印度、六月テキサス州に始まつて八月に及ぶ北米合衆國の收穫、しかしその中頃七月から八月へかけてカナダの收穫が始まる。そして引きつゞき歐洲各地の收穫季、十一月英國の收穫を以つて一年を終へ、やがて再び濠洲の收穫に戻るのである。T. D. Hammatt が作成した圖表によつて小麦の國際的收穫季を示すと次頁の如くである。

従つて世界市場への小麦の積出しは、主要供給地たるカナダ・アルゼンチン・濠洲・北米合衆國から、時を異にして繼走<sup>ワシ</sup>されねばならぬ事情にあるばかりでなく、これに印度・ソヴェット聯邦及び消費地たる歐洲各國の國內生産を加へて、生産地と消費地とに於ける貯藏量、價格、賣買出來高その他數多き因子の函數關係に於いて小麦が、イギリスを中心とする消費地歐洲に、不斷に流入することが必要なのである。

然かもその消費地に於ける穀類の貯藏量はある一定の時をとつてみるとき決して大量のものではありえない、一九三六年六月に、當時の First Lord of Admiralty たる Sir Samuel Hoare は、英國の小麦の貯藏量を推算して英國全人口を六週間支へるにすぎないとなし、同じ年の七月英國政府は下院に於いて小麦の平均供給は英國全人口の食糧三月を充たしえようと發表した<sup>8)</sup>。以つて小麦の供給が不斷にかつ圓滑になされねばならぬ事實を看取しうるであらうし、従つてその貿易取引も他の原料品又は工業生産物たる完製品の取引とは、自から異なるものたることを想像しえよう。

7) T. D. Hammatt, Selling American Wheat Abroad, 1925, New York, p. 123.  
8) The Economist, Vol. CXXIX, No. 4910, Oct. 2, 1937, Food Store for Deffence に據る。

	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月
英領インド												
エアドリア・チエニス・モロツコ												
スベイツ・ホルトガルス												
ブルガリア・ギリシヤ												
北米合衆國												
ユゴスラビア												
ハンガリア・チエニスロバキア												
フランス												
ルーマニア												
ドイツ・ベルギー・ルクセンブルグ												
デンマーク・ノルウェー・スウェーデン												
カナダ												
ポーランド												
ロシア												
日本												
インドネシア												
フィリピン												
オランダ												
南アフリカ												
ニュージーランド												
オーストラリア												

穀類の國際取引とその貿易契約 (大谷)

第三に、穀類は、配給の性質上他の貿易商品と多少異なる特質を有する。一般に農業生産物は、大量の取引であること、季節的な性質をもつこと、變質腐敗しやすきこと、年によつて品質及び收穫量に變化のあること、その用途が多様多様なること——例へば或る場合には人の食糧となり或る場合には家畜の飼料となる——等のために、おのづからその配給に於いて他の商品とは異なる性質をもつものであるが、そのうちでも穀類は、棉花と相竝んで、變質腐敗性が比較的になく、容易に品位等級を標準化しうるのみならず、標準又は見本による賣買が可能であり、大規模の公私の倉庫或ひは穀物倉庫エレベーターに大量に保管され、組織せられた取引所の上場物件たるに適し、電信によるオツプターの貸借註文の發受がなされ、従つて國際的な需給の事情によつて主要輸入國の大市場に於いて世界的價格で取引せられることとなり、その賣買は個々の私的商談による取引條件に據るものではありえない——貿易契約の標準化が可能となるものである。<sup>10)</sup>

かくの如くに種々な特異性を有つ貿易商品の圓滑なる取引は、いふまでもなく高度に組織せられた市場の存在なくしては行はれない。昔に大手筋と稱せられる當業者が在るばかりでなく、契約の成立を仲介する仲立人、巨額の資金の需要に應ずる金融機關、價格變動の危険を分散するための hedging が行はれうる取引所、等の諸機關が必要であり、穀類の作付反別、收穫豫想、生産消費兩市場の在庫品の状態、主要輸出入港に於ける日々の積出及び到着數量、各地の日々の相場・賣買の出來高等、あらゆる information が敏速正確に蒐集しえられなくてはならない。この點に於いて、世界最大の穀物取引所 The Baltic Exchange 及び The London Corn

9) Clark & Weld, Ibid., Chapt. I.

10) G. G. Huebner & R. L. Kramer, Foreign Trade, Principles and Practice, New York, 1930, p. 366, H. F. Holtzclaw, The Principle of Marketing, New York, 1935, p. 479.

Trade Exchange を有し、他の諸商品と共に日々の穀類到着數量を集計して毎日の Customs Bill of Entry に發表し、Broomhall's Corn Trade News の刻々發行せらるゝ英京倫敦こそ、穀類取引に於いて最も完備した市場たる資格を備へたものといふべきであらう。

英國倫敦が穀類取引に於いて世界の市場たる第二の事情は、穀類取引と海運業との關係である。もともと農産物の取引は大量の取引たる運命をもつのであるが、分けても穀類の取引は大量且つ一時の積出が多く、生産地市場に大規模な穀物倉庫が完成した現在といへども相場の成行によつては現需要地に現物スポットにしておく方が處分の早いこともあるべく、時には揚地未詳のまま積出して航海の途中に買手を物色獲得して仕向港を決定することも稀ではない<sup>11)</sup>。故に穀類の大量取引は當然に船腹の大量取引を隨伴すべく、従つて世界海運の中心たる倫敦は當然に穀類取引の中心たる地位にあるのであるが、倫敦市場の歴史的な發展は、この二つを更に一層緊密に結びつけるに役立つた、即ち一六二五年 Bishopsgate の Jerusalem Coffee House に創つた海運市場 The London Shipping Exchange が、一九〇三年以來、これも一七〇〇年代に Threadneedle Street の Virginia and Maryland 珈琲店に創つた穀類取引所 The Baltic Exchange に合併して、The Baltic Mercantile & Shipping Exchange —— 通稱して The Baltic と云ふ —— となるや、茲に兩市場は文字通り相互補位的地位に立ち、倫敦が世界の海運市場たる事實は、やがてそのまゝに穀類取引の世界の中心であることとなつたのである<sup>12)</sup>。

11) H. F. Holtzclaw, Ibid., p. 479, 及び拙稿・「到着を條件とする貿易契約」商學討究第八卷中冊所載 p. 58.

12) C. Manghan, Ibid., p. 20 及び p. 29.

## 三 穀類取引に於ける倫敦契約

以上をもつて、國際貿易に於ける穀類取引の地位並びにその特異性を述べたのであるが、穀類の貿易取引はまた、貿易業務の經營といふ立場から特殊の意味と従つて研究を要する。夫れはその取引の基本たる貿易契約が、強力に世界的に標準化せられてゐるといふ事實である。

凡そ外國貿易取引に於いて、最も困難なのは契約の準據法に關する問題である。抑も内地取引にあつては、假令對手方が外國人である場合と雖も、その取引は日本の法律習慣によるを原則とする。然かるに外國貿易に於いては、當事者が豫め孰れの國の法律に據るかを定めない場合は、後日疑を生ずる恐れがある。當事者の意思不明なる場合は、行爲地の法律に據るのであるが、いま小樽のAが書面または電信によつて倫敦のBに對しオフアーをなしBが之れを承諾して契約が成立したとすれば、その行爲地は何處であるか、此の點に關しては契約の成立及び效力については、申込の通知を發したる地を行爲地と看做すこと、今日國際私法上の通則であつて、<sup>1)</sup>我が法令もまたこの主義を採用してゐる。<sup>2)</sup>従つて賣手の國の法律または慣習によるか、買手の國の法律または慣習によるかは、孰れが申込の通知を發したかによつて定まるのではあるが、普通に申込は一般に賣手がするとの慣習から、通常は賣手の國または地方の慣習によることが多い。一九二七年ウインに於ける國際法協會の會議に於いても、特約なき限り賣買契約は賣主の國の法律によるを原則とし、例外として、賣主または

1) 山田三良・國際私法第二分冊、昭和九年刊 p. 441.

2) 法例第七條乃至第九條。

代理人が買主の國に來つて契約をなしたる場合、その代理人が買主の國に營業所を有し且つ代理人が自己の名を以つて契約をなしたる場合、物品が契約をなした時買主の國に存在しありたる場合、には、買主の國の法律に據ると定め、パリ―國際商業會議所の承認を経て翌一九二八年ヘーグに開かれた國際私法會議第六回總會に於いて、此の規定は覺書に具體化されて現在に至つたものである。<sup>3)</sup>

然かしながら取引の安全と便宜とを計るため、實際取引に於いては通常賣買契約書中に紛議を解決すべき標準を豫め明示する習慣が次第に發達した。そして穀類の國際貿易に於けるかゝる標準は、その世界市場たる倫敦に行はるゝ取引條件「Terms and Conditions」である。すなはち、ひとり穀類のみならず天産物一般の世界貿易の中心たる倫敦には、The London Oil & Tallow Trades Association; The Incorporated Oil Seed Association; The General Produce Brokers' Association of London など、それぞれの方面に之れを取扱ふ同業者が組合 Association を組織し、各規約 Rules and Regulations を作り、また當該商品の取引に適用さるべき標準賣買契約書式 Forms of Contracts を制定してゐて、従つて、之れ等の商品の取引に於いては、一般に Subject to U. K. Association Contracts. とか、または London Contract to govern all transactions. とか取り極めるだけで充分であり、他の貿易商品の如く取引條件の内容を一々協定するを要しないのである。之れを倫敦契約 London Contracts と稱する。<sup>4)</sup>

3) 中井省三、貿易商務論 昭和十二年刊 p.p. 226—227.

4) 拙稿・「Tale Quale 及び Rye Terms による貿易契約」商學討究第十卷中冊所載及び中井省三・前掲書 p. 228, 同氏論文取引上に於ける倫敦契約と商事仲裁條項、企業經營第四卷第三號 p. 68.

#### 四 穀類取引に於ける品質條件

貿易契約に於いて、普通に取り極められる基本的取引條件は、品質に關する條件・數量に關する條件・値段に關する條件・引渡に關する條件・支拂に關する條件の五つであるとせられるが、穀類の國際貿易に於ける品質條件は、如何に取り極められるであらうか、いま倫敦契約たる The London Corn Trade Association 制定の七十五種の標準契約書式 Standard Contracts Forms に従つて分析すると、見本による賣買 Sales by sealed sample, 證明書打切制度による賣買 Certificate final as to quality, 及び標準による賣買 sales by standard の三つである。

##### A 見本による賣買

外國貿易に於いて一般の商品殊に製造品の取引は、殆んどすべて見本によつて行はれる。見本とは取引せらるべき商品の一部を示して、現品 *bulk* を代表せしめるものをいひ、英國動産賣買法の規定によれば、見本賣買とは、現品は其品質に於いて見本に等しく、買主は現品を見本と對照する爲めに適當なる機會を有すべき旨及び物品が適當なる見本検査に依りても發見しえられざる瑕疵の爲めに商品たるに適せざるが如きことなき旨の、暗黙の條件あるものとせらる。<sup>3)</sup> 穀類取引に於いても、賣買に於ける最も簡單な品質の表示は見本によることである。<sup>4)</sup> すなはち賣買せらるべき穀類から相當量の見本を抽出し、これを買手に展示供覽して受渡すべき品

- 1) 拙稿・「Tale Quale 及び Rye Terms による貿易契約」商學討究第十卷中冊所載 p. 67.
- 2) London Corn Trade Association, Forms of Contracts in Force, 1925 を text とする。
- 3) The Sale of Goods Act, 1893, §. 15, 穂積重威・英國動産賣買法、昭和九年刊 p. 62.

質を表示するのである。この見本は然かし必らずしも、現品 bulk から抽出したものとたるを要せず、type sample であることもある。Type sample とはある期間中受渡さるべきある種の穀類を代表するものとして賣手によつて作成せらるゝものである。展示せらるゝ見本は普通二組 in duplicate 作られ、一は開封 open 一は封印 seal せられる。開封のものは買手用として所持せられ、封印のものは sealed sample は、賣買兩當事者の合意のもとに封印せられ、後に現實に受渡のある時、本荷と照合し且つ必要あれば仲裁 Arbitration の場合のために、The London Corn Trade Association に保管せられるものである。<sup>5)</sup> The London Corn Trade Association 制定の標準契約に於いては、このことを表現して下記の如くいふ。

Quality — at time and place of shipment about as per sealed sample marked ..... in possession of .....  
以上のように穀類が見本によつて賣買せられる時は、本荷の受渡ある時は、見本と本荷とを對比するのであるが、大量取引を常とする穀類の賣買にあつては、このことは事實上不可能でもありまた無用でもある、何となれば、國際貿易に現はれる穀類は相當程度に品質が一定標準化されてゐるからである。<sup>6)</sup> 従つてこの場合には原見本と對比するための代表見本を公平に本荷の中から抽出して作成する、この目的のために主要なる貿易港では、陸揚に際して賣主買主の代理者立合のもとにこの種の見本を抽出作製することを專業とする第三者があつて、普通これを Superintendents または Controller と呼ぶ。この業者は右の見本作製のほかに、若し取引が引渡數量 Delivered Weight による取引である場合には、一々看貫をも行つてその記録をも作成するものであ

- 4) S. J. Duly, Grain, London, 1925, p. 73; S. H. Titford, The Work of the London Corn Trade Association, City of London College, Grain Lecture, No. 3, p. 10.
- 5) S. J. Duly, Ibid., p. 73.
- 6) Clark & Weld, Ibid., p. 34, Huebner and Krammer, Ibid., p. 596.

る。かくして作成せられた見本は嚴重に封印されて一定の機關例へば The London Corn Trade Association に保管せられ、後に品質について苦情を生じ、賣買兩當事者の意見の一致しない時は、此の sealed sample を證據として仲裁 Arbitration に附するものである。なほ Superintendents または Controllers の費用は、この業者がもし賣主の代理人たる場合は賣主の負擔であるが、賣買兩者平分の場合もある。北海道積出英國向青豌豆について輸出者が右の作業を委託申請する書式を次頁に示さう。

かくの如き見本による穀類賣買は、然しながら、多くは倫敦に於ける The Corn Exchange またはカナダ・北米合衆國に於ける内地取引に多く行はれるものであつて、實際の輸出入貿易には、現在では左程行はれるものではない。その理由は、外國貿易の賣買は一般に先物の取引であるが、農産物はその年の豊凶如何によつて作柄一定せずまた積出の時期によつて品質が一定しがたく、且つ約定後數ヶ月經つて實際に受渡しせらるゝ時に、若し價格が買手に不利に變動しありたる場合には、謂はゆる market claim を誘ひやすく、<sup>8)</sup> 賣手にとつて著しく不利である。従つて品位が標準化されず市場が組織化されないうちは、やむなく見本賣買によるが、或る程度以上にその取引が發達すると次ぎに述ぶるような他の方法によることが賣買に伴ふ紛争を減じ、世界市場への聯繫を密にすることとなるからである。The London Corn Trade Association 制定の標準契約に於いても、

東印度の小麥・豆類その他穀類 (No. 1, 2, 3)、支那滿洲の穀類 (No. 4)、滿洲産小麥 (No. 5, 6)、日本産穀類 (青豌豆) (No. 7)、ラングーン及びビルマ産穀類 (No. 8)、ペルシヤ灣穀類同じく飼料 (No. 9, 10)、カリフォ

7) S. J. Duly, *ibid.*, p. 73, Clark and Weld, *ibid.*, p. p. 34—5.

8) Market Claim とは claim を提起することによつて値引その他買手に有利な解決をはかることを云ふ。

穀類の國際取引とその貿易契約 (大谷)

TELEPHONES:  
CENTRAL 2035.  
2744.  
Cable No. P.M.J. - 7489.

TELEGRAMS:  
ESIVREPUS, HULL.  
ESIVREPUS, FEN, LONDON.  
BRANCHES: ESIVREPUS.

**CARGO SUPERINTENDENTS (LONDON) LTD.**

HEAD OFFICE: 48, FENCHURCH STREET, LONDON, E.C.3.

THE AVENUE, HIGH STREET.

MESSRS.

HULL 7th. December 1934.

OTARU.



**FINAL REPORT OF DISCHARGE.**

Ship " BANGALORE / SHELDRAKE " from OTARU / LONDON.  
Cargo JAP. GREEN PEAS Discharged at H U L L.

DELIVERED

LONDON.

Ex :- 560 bags JAPANESE GREEN PEAS weighing 25.45 tons Gross.



	Bags.	Tons.	cts.	qs.	lbs.
Delivered Gross.....	546.	24.	5.	1.	19.
Short delivered.....	14.		12.	1.	22.
<b>TOTAL.....</b>	<b>560.</b>	<b>24.</b>	<b>17.</b>	<b>3.</b>	<b>13.</b>

- Condition :- Sound.
- Samples :- Samples taken and sealed conjointly with Receivers representatives. One sealed sample taken by us, and one sealed sample in possession of the Receivers. One Standard sample also taken and sealed.
- Remarks :- No tare taken, the above figures are gross. Notice of Reserves entered against the Ship for 14 bags short delivered and Receivers instructed to claim for weight as shown above.
- Discharge :- Steamer arrived 30th. November 1934. Discharge commenced and completed 30th. ult.. Weighing commenced 1st. and completed 5th. inst..

CARGO SUPERINTENDENTS (LONDON) LTD.  
*[Signature]*  
HULL MANAGER

ルニア産大麥・小麥・その他穀類 (No. 17, 18, 19, 23, 24, 25, 26)・カナダ・北米合衆國小麥・その他穀類 (No. 27, 28, 28A, 29, 30)・ラ・プラタ小麥・玉蜀黍・燕麥 (No. 31, 32, 33, 34, 35, 36, 36A, 37, 38, 39, 40, 41)・南アフリカ産麩 (No. 42, 43)・黒海及びダニエーブ産穀類並に麩 (No. 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54)・北ロシア産小麥 (No. 55, 56, 57, 58)・南アフリカ小麥・穀類 (No. 59, 60)・イギリス産麩 (No. 63) の取引及び F・O・B 契約 (No. 64) に於いて、前記の見本賣買による旨の表現を載せてはゐるが、孰れも後述の如き別の方法による賣買をも併記し、現在としては極めて稀れに行はれるか、または往時行はれたことある痕跡を示すに過ぎない。例へば日本北海道産青豌豆の對英取引も、歐洲大戰當時までは、各輸出者の Mark を有する Type sample による賣買であつたが、<sup>10)</sup> 現在では後述の「標準による賣買」にまで發達したものである。現在に於いてもなほ見本による國際貿易の行はれるのは、ロシア産小麥であるが、<sup>11)</sup> それはソヴェット聯邦政府が米國の例に倣つて品質検査を行ひ證明書を發給するにかゝはらず、なほ多くの挾雜物を含有する爲めに後述のような他の賣買方法によることが困難なためである。なほ C. Manghan によればチリー産小麥も見本賣買であり、アルゼンチン産小麥も時に見本によつて賣買せられるといふ。<sup>12)</sup>

## B 證明書打切制度による賣買

- 9) Baltic Sea and Danubian Offal Contract (No. 53), Baltic Grain Contract (No. 54), には右の外に due allowance being made for smallness, handling, and time out of bulk. と附加、Offal Contract (U. K. Produce), No. 63 には due allowance to be made for handling and size of same と附加、California Barley Contract (No. 17, 18, 19), California wheat Contract (No. 23, 24), California Grain (other than wheat) Contract (No. 25, 26) には、前記の表現によらず、about equal to the sealed sample marked .... in possession of .... と示す。
- 10) 中井省三・前掲書、p. 118.
- 11) S. J. Duly, *ibid.*, p. 30, 及び C. Manghan, *Commodity Market Terms*, London, 1934, p. 1.
- 12) C. Manghan, *ibid.*, p. 1.

見本取引の原始的なるに對して、最も高度に發達した穀類取引は、證明書打切制度 Certificate final as to quality による賣買である。Certifical final による穀類取引とは、穀類の生産地に於けるある權威ある機關によつて、穀類が幾つかの品位に査定分類 grading され、船積に先だつて検査人によつて證明書 Certificate が發給せられ、賣手が買手にこの證明書を交付することによつて品質に關する一切の問題を終りとする賣買制度をいひ、<sup>13)</sup> The London Corn Trade Association 制度の標準契約では、之れを表現して次ぎの如くいふ。

Quality — Official…… certificate of inspection to be final as to quality.

現在この制度によつて賣買せられる穀類は、カナダ及び北米合衆國の穀類 (No. 27, 29, 30)、小麥 (No. 28, 28A.) である。<sup>14)</sup>

既に述べたように穀類は人類の主要食料品として世界貿易上に動かすべからざる地位を占め、その取引は規模に於いても慣習に於いても世界的に統一標準化せられたものである。殊に先物取引が旺んなこと、運送の途中または揚地未詳の商品としての賣買が多いこと、世界價格が形成せらるることから offer とその受諾が瞬時を争つて電信によつてなされること、等のために、取引の迅速と確實とが極度まで要求せられるものである。このためには、取引條件の決定を個々の私的取り極めに委ねず、謂ゆる倫敦契約なるものが成立したのであるが、此の場合にも品質の表示が若し複雑多岐であつては結局見本による取引の不便と危険とを免るゝことが出來ない、いはゞ取引に於いて品質を表示するための共通語 Common language の存在こそ、此の要求に最も合

13) S. H. Tifford, *ibid.*, p. 10,

14) Rangoon or Burmah Contract (No. 8) 及び South African Official Contract (No. 42, 43) にもこの種の表現はある、但し實際には他の方法による賣買が行はれてゐる。なほ後者には單に…… 'certificate of inspection to be final as to quality.' とある。

致するものであつて<sup>15)</sup> Certificate of final as to quality の制度は此の點に於いて取引の迅速正確象徴化を實現する最高の方法といひえよう。

かゝる共通語としての證明書の發行者は、政府、地方政府、生産者の協同組合その他の機關でありうるが、孰れの場合でも、生産地に於ける穀類の標準化 standardizing 及び品質査定 grading が厳正に行はれ、世界市場に於いてその證明書が絶対信用せらるゝことが必要である。何となれば、一旦 Certificate final as to quality で賣買する限り、買手は證明書受領後は品質について claim 提出の餘地がないからである。

いまこの制度が専ら行はれるカナダ・北米合衆國の穀類 grading の方法を詳述する餘裕はないが<sup>16)</sup>、穀類の標準化及び之れによつて初めて可能とせらるゝ證明書打切制度による受渡は、疑ひもなく生産者及び輸出者に多くの利益を與へる。生産者としては grading certificate は直ちに銀行信用をうる手段として金融の便を得べく、賣買に見本を必要とする手數と費用とを節し、保管貯藏に便となる、且つ協同組合による配給が可能となつて配給のための費用を節約しうる。輸出者としては品質の表示が確定して先物賣買及び取引所の懸け繋ぎが可能となり、電信による大量の取引、運送の途中または揚地未詳貨物としての賣買が容易となる。<sup>17)</sup>

然かしながら、歐洲筋の輸入商から見ると、必らずしも不利益なしとしない、すなはち、grading を争ひえぬこと、品質その他について苦情を申込みえず従つて仲裁 arbitration に訴え得ないことがその主要なものとして數えられよう。すなはち證明書打切制度は本質的に輸出品中心の制度であつて、カナダ・北米合衆國の如

15) Holtzclaw, *ibid.*, p. 479. Clark and Weld, *ibid.*, p. 37.

16) 詳しくは S. J. Duly, *ibid.*, pp. 75—83. 往見。

17) Clark and Weld, *ibid.*, p. 355; Holtzclaw, *ibid.*, p. 479; S. J. Duly, *ibid.*, p. 83.

くに、検査制度が高度に發達し、その經驗と熟練とが充分に信賴するに足り、<sup>18)</sup>且つ生産事情が消費事情を制する程に有力なる場合に於いてのみ實現しうる制度といはねばならない。

### C 標準 F・A・Q による賣買

穀類取引に於ける見本賣買と證明書打切制度による賣買との利害を巧みに綜合して、賣買兩當事者の利益を均等に保ち、かつ取引の迅速と正確、世界市場の形成を實現する賣買は、標準による賣買 Sales by standard である——そしてこの方法こそ現在世界の穀類の大部分が取引せらるゝ仕組であり且つ The London Corn Trade Association が最も深く關與するところのものである。<sup>19)</sup>すなはち、年の豊凶如何によつて一定しがたき作柄、積出の時によつて相違しがちな品質といふ農産物の特性に鑑み、見本によらず、賣手従つて輸出商が證明書を買手に受付することによつて品質受渡を了し、買手は以後品質について何等の claim をもなせずとする賣手偏重をも避け、見本以上に信賴しうる一つのものを標準として取引を行ひ、現品をこの標準に照合することによつて受渡をなし、一定の allowance を設けて値引の餘地を残し、若し賣買兩者の意見合致せざる場合には仲裁 arbitration に附して事を決する制度——これを穀類の「標準による賣買」とし、The London Corn Trade Association に於てこの標準として用ゐるものを F・A・Q とし、F・A・Q とは fair average quality of the season's shipments at time and place of shipment. 「船積の時及び所に於いて同季節中に積出たるものゝ中等標準品」の意味であつて、かゝるものを標準とすることによつて、年によつて生ずる品質の差異を認容し、然か

18) S. J. Duly, *ibid.*, p. 83, 本位田祥男・「カナダの小麥プールの研究」經濟學論集第五卷第十號所載參照。

19) S. H. Tifford, *ibid.*, p. 11.

しながら同一季節中積出の穀類については一定の品質を確保し、且つ最後に充分に標準化せられざる生産地の事情を許容しうるのみならず、一定の allowance を設け仲裁 arbitration の制度を認めることによつて、賣買兩者の主張を適當に合致せしめうるのである、いはゞ、賣買兩當事者に公平なる弾力ある取引の制度といひうるものである。<sup>20)</sup>

この制度に於いて問題となるのは、標準 standard を何人が如何にして作るかといふこと、本荷をこの standard に如何にして照合するかといふこと、及び照合したる際にありうべき品質の相異を認容する allowance 並びに仲裁の制度であるが、此處にはその前者についてのみ、やゝ詳しく説くことにしよう。

The London Corn Trade Association の標準契約によれば F・A・Q の標準は、生産地に於いて定められ、The London Corn Trade Association によつて承認せらるゝ場合と、揚地に於いて引渡されたる本荷より抽出したる見本から The London Corn Trade Association の手によつて定められる場合と二つある。<sup>21)</sup>

前者によるものは、濠洲の小麥でもつて、The London Corn Trade Association 標準契約書第 No. 11, 12, 13, 14 には之れを表現して次ぎの如くする。

Quality — “of fair average quality of the season’s shipments, at time of shipment.” “to average at time of shipment about equal to the official standard of the Chamber of Commerce of the State whence shipment is made of the crop…… adopted by the London Corn Trade Association.”

20) S. J. Duly, *ibid.*, p. 83.

21) S. H. Titford, *ibid.*, p.p. 10—11, S. J. Duly, *ibid.*, p.p. 67—68.

なほカリフォルニア産小麦の取引には次ぎの如くいふ<sup>22)</sup>。

Quality — “to average at time of shipment about equal to the Official Type Sample of fair average quality No. .... of the Grain Trade Association of the San Francisco Chamber of Commerce, of the Crop 192..... adopted by the London Corn Trade Association. (Form No. 15, 16)  
Quality ..... about equal superior to the Official Standard Sample No. 1 of the Grain Trade Association of San Francisco Chamber of Commerce, of the Crop 192..... adopted by the London Corn Trade Association. (Form No. 17, 18, 19).

かくの如くF・A・Qの standard sample を生産地に於いて作成する場合は、政府・商工會議所または生産者の團體等權威ある機關によつて年々産出する穀類を査定してF・A・Qたる標準を作り、この standard sample を倫敦に送附して The London Corn Trade Association の承認を求め、その見本を生産地の當該機關及び The London Corn Trade Association に sealed sample として保管するものである。一例として濠洲ヴィクトリア州が発行するF・A・Q證明書を次頁に示さう。

F・A・Q條件によつて取引せられ、しかもそのF・A・Qが The London Corn Trade Association によつて作らるゝものは、アルゼンチンの小麦その他の穀類(書式 No. 31, 32, 33, 34, 35, 36, 36A, 37, 38, 39, 40, 41)、印度の小麦その他の穀類(書式 No. 1, 2, 3)、支那及び滿洲の穀類(書式 No. 4, 5, 6)、ラ

22) Contract No. 31, 32, 33, 34, 35, 36, 36A, 37. 右の外にも契約書 No. 20, 21, 22 (Oregon 及び Washington Wheat) には、to average at time of shipment about equal to the Official Type Sample of fair average quality of the Portland (Oregon) Chamber of Commerce, or, if shipped from Puget Sound, of the Merchants' Exchange of Seattle, of the crop 192.... adopted by the London Corn Trade Association. とある。チリー産小麦の契約書 No. 23, 24, 25, 26 にも about equal to the Official Standard No. .... of the Crop 192.... adopted by the London Corn Trade Association. とある。

*Quadruplicate*

AUSTRALIA

1367

STATE OF



VICTORIA.

# OFFICIAL PRODUCE CERTIFICATE.

Produce Offices,  
605 FLINDERS STREET, MELBOURNE.

Date, *May 4* 19*33*

I hereby Certify that the **WHEAT** described below has been duly examined and found to be in sound condition and up to the standard set forth in consignor's certificate, via, **F.A.Q.** lodged at this office.

Shipped per *A. Tamahoko Maru* to *Yokohama*

by

*Kaizai Ltd.*

By Authority: H. J. GARDNER, Government Printer, Melbourne.

Class of Produce.	Number of Bags.	Quality.	GROSS WEIGHT				Marks.
			tons.	cwt.	qrs.	lb.	
<b>WHEAT.</b> <i>Season 1932/33</i>	<i>3227</i>	<b>F.A.Q.</b>	<i>261</i>	<i>2</i>	<i>3</i>	<i>7</i>	

BAGS.—Sound and fit for shipment.

*E. D. Dalbey*  
Senior Inspector of Farm Produce.

A. 548/12.25.—15491.

ングリーン及びビルマの穀類(書式No. 8)、ペルシヤ  
 灣積出の穀類(書式No. 9, 10)、エチプト産穀類  
 (書式No. 44, 45, 46, 47)、黒海及びダニューブ産穀  
 類(書式No. 48, 49, 50, 51, 52, 53)、ボルチック  
 海積出穀類(書式No. 54)、北ロシア産小麦(書式  
 No. 55, 55, 56, 57, 58, 59)、南アフリカ産穀類(書  
 式No. 60)、イギリス産麩(書式No. 63)、マダガ  
 スカル産穀類(No. 75)であつて、その表現は次ぎ  
 のようである。<sup>23)</sup>  
 そして吾が北海道産青豌豆のイギリス向輸出も實  
 に此の品質條件によるものである。  
 Quality — "of fair average quality of the sea-  
 son's shipments, at time and place of shipment."  
 かゝる取引に於いてはF・A・Qたるべき標準見本  
 standard sample 及び之れに對比せしめらるべき本荷

23) 契約書式によつて若干の表現上の差異がある、例へばアルセンチンとの取引には natural weight が保證せらるゝ故に、of the undermentioned weight と附加せられてゐる。

の代表見本が、何處で何時如何なる方法によつて作らるゝかゞ問題となる。いま之れを略記すると、The London Corn Trade Association に於いて標準見本を作成することは、その地區別委員會 Sectional Committees の仕事である。Sectional Committees とは Executive Committees, General Purpose Committee, Appeal Committee 及び The Clearing House Board と相並んで The London Corn Trade Association の業務執行機關であつて、Executive Committee の任命によつて北アフリカ・南アフリカ・アルゼンチン・歐洲及び黒海・カナダ・濠洲及び北米合衆國・支那及び滿洲・東インド及び倫敦の九地區に分つて設けられ、夫れぞれの地區の取引に用ひらるゝ契約條項の研究・修正、取引に隨伴する百般のことの處理、並びに F・A・Q 標準の設定を任務とするものである。委員は Executive Committee より選任し之れに三名を超えざる範圍で Executive Committee 以外の Association の會員を加ふることをうるが、委員の任命に當つては shippers と receivers とが均り合ひ、あらゆる利害が公平に反映するように努められるといふ<sup>24)</sup>。然しながら見本作成の仕事にこの委員會が直接當るのではない、前に述べたる superintendents または controller と呼ばれる第三者が委員會に代つて且つ賣手買手の代理人として見本作成の仕事に當る。すなはち陸揚港に於いて、毎月毎に、各積出地毎に、陸揚げせられた總ての積出人の積荷の中から一定量の見本を抽出して sealed sample<sup>25)</sup> として Association に提出する。その手續は次の如くである。先づ、穀類が輸送せられたるまゝの袋にて陸揚せらるゝ場合は、Association 所定の穿孔刺を以つて能ふかぎりすべての袋を刺して見本を抽出し、若し穀類が陸揚げして穀類倉庫に收容せら

24) S. H. Tifford, *ibid.*, p. 4, S. J. Duly, *ibid.*, p. 74.

25) Sealed sample とは賣手及び買手または同人の代表者等によつて合意の上封印せらるゝことを意味する (London Corn Trade Association, Contract Form No. 71).

るゝ場合は、穀類の流れ運轉の時を除き、當該倉庫の二時間當り收容噸數に應じて豫め定めたる時間を隔てゝ、船艙内にて、賣買兩當事者立合の上、通常の穀物杓にて汲みとり、また若し穀類が撒積にて到着するかまたは船艙内にて撒物とせらるゝ場合は、能ふかぎり各袋または甲板上の桶より、通常の杓にて、賣買兩當事者立合の上見本を抽出し、これを Association 所定の帆布製の袋に詰め、なほ、作業中止の場合、食事の場合及び夜間は、賣買兩者封印の上、本船内の海圖室その他合意の上決定したる適當の個所に保管し、若し當事者の一方が要求する時はその當事者が準備する木箱に入れ、且つ二種の異なる錠をつけ、賣買兩者夫れぞれ一個の錠を所持し、嚴重に保管するものである。<sup>26)</sup>

かくの如く抽出したる見本のうちから、荷口一、〇〇〇噸以下の場合には二ブッシェル、荷口一、〇〇〇噸以上の場合には四ブッシェルを抽出し、Association 所藏の特定の袋、藥品に浸けず漂白せず、縫目なき木棉袋、容量は cargo の荷口の場合は二英斤以内、parcel の荷口の場合は<sup>27)</sup>一英斤以内、傷みある荷口の場合は cargo, parcel を問はず三英斤入れの袋に隙間なく詰めこみ、封印を施す。<sup>28)</sup>

かくの如くして各月毎に積出されたる穀類の見本を各荷口毎に抽出し、之れに本船名・數量・船積の時・穀類の内容等を記載して、各地正委員會に提出する。委員會は月一回會合し、之れを二つまたは三つの群に分ち、任意にそのうちの一つを選んでその月の積出穀類の標準見本 standard sample と定め<sup>29)</sup> Association に保管するものである。

26) London Corn Trade Association, Contract Form No. 71.

27) Cargo 及び parcel の意義については拙稿・「Tale Quale 及び Rye Terms による貿易契約」商學討究第十卷中冊所載 p. 77. 参照。

28) このほかに arbitration 用の sample をとること後述の通り。

29) S. H. Titford, *ibid.*, p. 11.

かくの如くにして作成せられたる標準見本に、如何にして現品を對比するか、次ぎの問題である。之れについては既に見本取引の場合に述べたように、現品を對比することは困難であるから、之れを代表する見本を作成して對比する、F・A・Q条件の場合に之れを仲裁用見本 Arbitration sample といふ。すなはち、前述のように最初に現品から見本を抽出したる時、標準見本とは別に、仲裁用見本として、數量の極めて小なる場合は別として、五〇噸の cargo につき二英斤以上、二〇噸の parcel につき一英斤以上を抽出し、之れを前述の木棉袋に詰めて封印を施し、本船名・荷口の數量・見本抽出の日を記入し、木箱に入れて保管する。<sup>30)</sup>之れを arbitration sample と呼ぶ。なほその明細は本船名に従つて A B C 順に記録整理せられ、且つ見本は、その到着及び到着の日を確めんと望む者に自由に供覽せらるゝ。本荷が受渡せられて品質について紛争が起る場合は、この arbitration sample を前記 standard sample と對比して事を決し、再び association の封印を施して、後日の控訴 Appeal に備ふ。因みに倫敦に於ける穀類取引の巨大さを示すものとして、かゝる arbitration sample は、年々九萬五千個にのぼり、事濟みて處分せらるゝもの一日平均一〇〇噸に及ぶといふ。<sup>31)</sup>

## 五 結

穀類取引について The London Corn Trade Association が定むる品質條件は、以上の三つであるが、そのうち證明書打切制度による場合は別として、他の「見本による賣買」及び「F・A・Q標準による賣買」に於い

30) London Corn Trade Association, Contract Form, No. 71.

31) S. H. Titford *ibid.*, p. 12.

て、*sealed sample* または *standard sample* に對して、各積荷の代表見本が合致せぬ場合如何に之れを解決するか。代表見本従つて引渡せる積荷が *sealed sample* または *standard sample* より良好なる場合には、契約違反とはならずまた値増の行はるゝ習慣もない、恐らく陸揚地に於いて問題ともなるまじくまた事實としても起りえまいと想像される。若し品質劣悪の場合には、買主は値引 *allowance* を要求し、この *allowance* は通常仲裁 *arbitration* を以つて決定することとなる。従つて仲裁の制度及び手續を叙ぶべきであるが、その前に數量に關する條件を一瞥することが便宜であるから、稿を改めて穀類取引に於ける數量條件並びに仲裁制度を考察しよう。